

---

特集 日本の外交・海外援助政策と野生生物多様性保全

## 日本外交と象牙問題と NGO

森川 純

酪農学園大学教授(会報掲載時)

### はじめに

本節では象牙問題に対する日本外交のもつ問題的側面を浮き彫りにすると共に NGO が果たす役割について考察する。それでは(1)象牙をめぐる神話と現実、(2)日本外交と象牙問題、(3)日本外交と NGO、といった順序でテーマに接近する。

### (1) 象牙をめぐる神話と現実

野生生物の保全が問題とされるのは、言うまでもなく、野生生物やそれらを取り囲む環境が危機的状況にあるからである。また「持続可能な開発」を主張する足もとで、地球レベルでの「持続不可能な歪んだ開発」が進行している現実があるからである。言い換えれば野生生物の保全と持続可能な開発とはコインの表と裏の関係にある。だが日本政府・業界団体側の認識や対応は、「野生生物をめぐる状況は言われているほどに悪くはない」、「野生生物を資源として産業利用しても環境保全とは両立する」、といったもので、上記のマクロ的・構造的な認識や対応とは対照的である。それどころか野生生物に対してさえ、経済成長を実現させるための一つの手段としての位置づけがなされている(実際は伝統的な地場産業の保護育成という名目での、官僚・政治家を巻き込んだ特定業界の既得権益の擁護という側面が強い)。

また経済超大国の日本がそのような位置づけで世界中の野生生物を利用したとしても「自由貿易」の原則や「資源小国」であり「貿易国家」としての日本の立場からいえば許される範囲であるし、むしろ日本は野生生物を輸入することで、例えそれが絶滅の脅威にさらされている種であっても、輸出国の外貨取得に貢献するし、また現地での野生生物保全にも寄与し得る、という理解や解釈で正当化が試みられている。このことは環境庁(現、環境省)でなく通商産業省(現、経済産業省)が象牙問題を主として取り扱い、外務省はあえて後衛から支援してきたという日本政府の歴史的対応にも象徴的に表現されている。

しかしながら野生生物に対しても、一国的、利己的、短期的な国益(さらには業界益)を実現・確保するための手段とみなす、豊かな国・日本の主張は、環境問題一般に対する意識の高まりを背景に内外から厳しい批判や注文を受けることとなる。そうした状況下に、現状維持の正当化に大いに活用されるようになるのが、「歴史や伝統に基づく日本独自の文化」というキーワードでありそれを前面に出した内外世論に向けての広報・宣伝外交の推進であった。しかし独自の歴史や伝統や文化なので許されるし、許してほしい、という日本政府の論理にどこまで説得力があるか、大いに疑問がある。

とくにそれが実際に反映しない一種の「神話」である場合には、なおさらのことである。例えば、南氷洋での日本の捕鯨は17世紀初頭以来の歴史と伝統をもつのだろうか。否である。小規

模の歴史的な沿岸捕鯨と大規模な近年の遠洋捕鯨とは区別するのが論理的だしフェアではないだろうか。あるいはクジラの食文化は特定地域に散在したサブカルチャー的なものではなく日本の食文化の支配的な要素の一つとして、地域的にも昔から全国レベルで普及していたのであろうか。

象牙をめぐる議論でも同様な「神話」があたかも歴史的事実として一人歩きするような、笑うに笑えない現象が見られる。例えばそれらには、印鑑登録・証明制度や、俗に言うハンコ文化は、一般の人々にとっても長い歴史があり、さらに印材、つまりハンコの材料と言えば、昔から象牙であり当然、象牙のハンコが最も人気があり、久しく大量に生産・販売・消費されてきた、などというような主張やイメージの流布である。

その点で以下の証言は注目される。「人民の実印は、法的規制を行ない、明治四年（1871）に成文化され、明治六年七月五日太政官布告第二百三十九号に、（中略）」とあり、証書には署名、押印をすることに定められ、実印の押印のない公文書・私文書は裁判上の証拠にならないことになったのである。一般人が認印をよく使用するようになったのは、明治二十七—八年（註 引用者 1894-95）の日清戦争の際、兵卒も俸給を受け取るには必ず認印を使用するように通達が出されたからである。軍人が認印を使用するようになったので、一般の人も個人が認印を持つようになったのである。（六郷町印章誌編さん委員会 『六郷町印章誌』 六郷町役場 昭和 50 年（1975）3 月、pp16-17）

象牙とハンコの関係については業界関係者による以下の証言が参考となろう。

「象牙は江戸時代より輸入され、とくに細工品としてこの時代には日本の繊細な手工芸品として明治・大正・昭和と三味線の撥（ばち）・ピアノ・その他の楽器や装飾品に多く利用されていたのであるが、印材としても利用されていたようであるが高価ということでほとんど見る事ができなかった」（茂手木 勇 『印信』モテギ株式会社、平成 5 年（1994）10 月、p57）。

印材、とくに実印のそれとしては戦前から戦後しばらくの時期までは、水晶が一般的であり象牙ではなかったのである。象牙のハンコが主流となる時期やその要因について、茂手木氏は前掲書 p191 で次のように指摘している。

「印相印鑑の販売は、前記の趣味ハンコが（名古屋地方発祥という）、昭和三十七年（1962）に運をよぶハンコ、幸福をもたらすハンコ、開運、吉相の印章として出現し、全国の販売業者が湧出した。一年たらずして、大々的な規模と化し、一つの信仰的に販路は拡大していった」。

茂手木氏の証言が正しいとすれば「ハンコといえば象牙」という人々が持たされている常識は、たかだか 40 年の歴史から作られた「神話」だということになる。

象牙が印材として主要な地位を占めるに至ったこと、高収益をもたらす象牙印鑑の大量生産・宣伝・販売・消費が業界の発展にとり救世主的な役割を演じたこと、他方、象牙の安定供給問題は、業界にとり死活的な問題と見なされるようになったこと、そうした日本国内での事態の進展は、他方でアフリカゾウおよび彼らを取り巻く世界に破壊的な影響を及ぼすようになったこと、従って国際社会の批判の鋒先が、象牙の主要輸入国・消費国である日本に向けられるようになったこと。これらの構図を以下の茂手木氏の証言から読み取ることができる。

「象牙が自由に輸入されるようになったのは昭和 30 年頃だとしているが、昭和 62 年には世界の 50 パーセントがわが国へ輸出され、その 70 パーセントが印材に加工されたということである。

昭和 37 年に入り、印相印鑑（別述参考）の販売方式が象牙印を主軸として商いをしたため、象牙の輸入を押し上げたので、ワシントン条約問題は日本をターゲットとして業界に大きな波紋を投げかけることになった」（前掲『印信』p58）

朝鮮戦争が勃発した 1950 年から 1990 年代前半に至る期間における日本の象牙輸入量の急速な上昇と下降については、表（トラフィックジャパニューズレターVol.13 No.1、1997・5・28、p12）が概観図を提供しよう。ただしこれらの数値は（1）未加工象牙の輸入量であって（2）加工象牙のそれは除外（通関統計によれば、1984 年の（1）の輸入量は 474 トン、（2）のそれは 33 トンであり、総量では 500 トンを超えている）されているし密輸入のそれは当然記載されないから実際の象牙の日本への流入量はさらに大きくなる。

日本における象牙輸入の急速な拡大と反比例する形でアフリカゾウは激減する。アフリカゾウの生息数は、推定で 1970 年代はじめの 230 万頭から 1970 年代末には 130 万頭そして 1988 年には 62 万頭と減少し危機的状況を迎えるのである。（小原秀雄『ゾウの歩んできた道』岩波書店 2002 年 p210）

## （2）日本外交と象牙問題

以下ではこの問題に対する歴史的レビューと象牙外交の形成・決定・実施過程における官僚組織と業界団体と自民党・商工族議員の相互作用について 1990 年前後に焦点を置いて検討する。第一期は、戦前から 1970 年代はじめの頃迄で、日本が、いわば「好きな時に、好きなだけ、好きなところから」自由に象牙を入手し得た時代であった。戦前期のアフリカからの象牙の輸入は、当初は英領東アフリカ植民地で大きな影響力を有したインド人貿易商を介してボンベイ経由で行われたと思われるが、1926 年 4 月の大阪商船会社による神戸～モンバサ～ダーバンを結ぶ東アフリカ直通定期航路の開設を契機に直接輸入方式に道が開かれる。（大阪朝日新聞記者 白川威海 『実地踏査 東アフリカの旅』博文館 昭和 3 年 参照）

これに続く 1980 年の日本のワシントン条約批准までの第二期では、1972 年のストックホルムでの国連人間環境会議や、1973 年のワシントン条約会議、1974 年の同条約の発効に象徴される環境問題の国際化によって象牙の入手の際、日本の関係者が内外の監視や批判の眼を意識せざるをえなくなった時期にあたる。もっともこの時期においては象牙の輸入そのものは困難ではなかった。まず日本国内でのこの問題に対する世論の関心は未だ乏しかったこと、また輸出側のアフリカ諸国での、アンゴラ・モザンビーク・スーダン等での内戦、ナミビアやローデシアでの民族解放戦争の展開、さらにケニア・ザイール・マラウイ等での独裁政権（外務省はこれらの反共政権に ODA を優先供与）の腐敗と経済苦境は、アフリカゾウの組織的な密猟と象牙の密輸出を容易とさせたからである。

「1970 年代半ばには、当時大統領だった故ケニヤッタの第二夫人、ママンギナ・ケニヤッタによって満載された象牙の荷が、モンバサを出港するのが、アメリカ系のマスコミによりスクープされ、密猟と政治腐敗との関連は、国際的にも周知の事実となった」（中村千秋 『アフリカでゾウと暮らす』文藝春秋 2002 年 pp69-70）。

日本政府によるワシントン条約の批准の遅れも業界にとっては有利に作用した。とはいえ象牙

関連業界は、官僚組織や与党自民党への働きかけによってその意向や利害を政府の内外の政策に反映させる活動をこの時期以降、積極化させるのである。

第三期は、1980年にワシントン条約を日本が批准したことや日本の象牙取引に対する国際世論の批判の高まりもあり象牙の輸入が厳しさを増し、1989年にはついに象牙の国際取引が禁止におい込まれた時期にあたる。この時期は、一方で業界による大規模な象牙の駆け込み輸入、他方で政府・業界一体となった象牙の国際商取引禁止を阻止ないし引き延ばしにするための活動が国内外を舞台に行なわれる。

「もとより象牙の「I類」阻止につきましては通産省を始め政府諸官庁ならびに我々輸入加工メーカー一体となって運動を展開して腐心いたしました、国際的な自然保護運動の潮流に抗しきれず、今日の状況にいたったことは遺憾の極みです」（“象牙製品の市況安定とシールの貼付について” 平成2年9月 大阪象牙美術工芸協同組合印材部会『月刊 現代印章』、1990年9月号 p52）。

注目すべきは、環境NGO（例：JWCS）や研究者によるキャンペーン及びマスコミ報道の相乗効果により、アフリカゾウの密猟問題に対する関心が高まり、日本国内での象牙製品の買い控え傾向が一般消費者のみならず流通業界、銀行、地方自治体にも波及したことである。それを受けて、例えばハンコ業界内部でも象牙に代わる印材の開発と商品化が、（例えば、山梨県でのオノオレカンバ材）模索されたことである。ピアノ・メーカーの前向きな対応も評価されよう。

第四期は、1989年から現在に至る時期で、象牙の国際取引の禁止というローザンヌでのワシントン条約第7回締約国会議での決定を受けて、何らかの形での対日輸出の再開実現をめざす日本政府・業界団体の働きかけが、（象牙輸出再開を求める南部アフリカ諸国と連携しつつ）活発に展開される時期にあたる。この点に関して次のような興味深い事実がある。1989年6月15日、通産省は象牙輸入の禁止令を発表するが、その内実は次のようなものであった。

「我が国は、象牙取引を望む原産国との間で、完全に管理された状態で、かつ、再生可能な範囲内でのみ象牙取引が許容され、それ以外は原則として国際取引が禁止されるよう7月4日—8日にボツワナで開催されるワシントン条約アフリカゾウワーキンググループの場で、抜本的な対策を講ずるための提案を行なうべく検討をしている。その場では、是非とも建設的な議論が行なわれ、ワシントン条約全締約国は、我が国の考え方に賛同するよう強く希望する。」（『月刊現代印章』1989年7月号 p24）

指摘すべきは通産省の同輸入禁止令において、「また、業界も自主的にCITES事務局に対して資金協力を行なう等、世界で最も善良な業界のひとつであるとの評価を受けている」（『月刊 現代印章』1989年7月号 p25）とわざわざ言及している事実である。

「我が国の考え方」というがそれは当時の通産省（現・経済産業省）紙業・生活文化用品課（及び外務省・国連局経済課、環境庁・野生生物課）周辺の政策決定者達の考えや判断に過ぎないのではないか。民主主義国家の外交であるならば民意による外交が民意による国内政治とシンクロナイズされる必要がある。だが現実には、白紙委任を受けたと勝手に解釈したキャリア官僚の独走を許す土壌があり、それが上記のような国民のサーバントとしてふさわしくない言動となるのであろう。また密輸象牙を含む大規模駆け込み輸入で批判をあびた業界を「世界で最も善良」と公式

文書で一方向的に持ち上げているが、実際の意図は、日本への条件付きの象牙輸入を国際社会に認めさせるために、受け皿としての日本の業界が「世界で最も善良」であることをアピールする戦術的必要があったからであろう。

業界団体側でも、歩調を合わせたかのように同じ6月15日に、日本軽工業品輸入組合（象牙部会）、日本象牙美術工芸協同組合連合会（註、通産省の認可団体 引用者）東京象牙美術工芸協同組合、大阪象牙美術工芸協同組合の連名で日本政府に対する要望書を発表する。

同要望書は始めに「東京・大阪を中心に全国の象牙加工業者約80社、専従者約600人、その他に輸出入業者、小売業者等関連産業従事者約30000人（年間生産額は約200億円）が象牙によって生計をたてています」と記した後、次のように主張する。

「生態学的にみて絶滅の危機に瀕している原産国のアフリカゾウの取引が禁止されることに反対するものではありませんが、原産国の意向を無視して十分に保護管理がなされている原産国まで含めて全面的に取引が禁止されることには反対です」（『月刊 現代印章』1989年7月号 p27）

今後どう対応したらよいかについての通産省の認識と業界団体のそれとは、タイミング的にも、内容的にも見事に一致していることが見て取れよう。業界団体による政府に対する働きかけは、「ハンコの町」として知られる六郷町を擁し、自民党有力者の金丸信、中尾栄一議員の地元であった山梨県ルートを通じても行われる。

筆者（前掲 茂手木 勇氏）は「全国印判用品卸商工業組合連合会の会長としての立場もあり、山梨県下の同業者の浮沈問題であるので、山梨県印判用品卸商工業協同組合理事長一瀬新蔵と、山梨県印章業組合連合会会長小宮山彰を伴い通産省へ出向し、当時の通産大臣中尾栄一先生にご多忙の中を一中略一親しく懇談を頂き、象牙の国際取引等に関する要望書を提出し、ご検討と要望のご努力をお願いすることができた。“要望書 通産大臣 中尾栄一殿 （1）わが国象牙業界が、違法象牙の取引を完全に排除し、さらにゾウの保護のために努力していることを、各国政府に知らしめ、併せてI類移行を阻止するための外交的努力を御願い致します。（2）私共山梨県の地場産業としての印章産業の内、象牙の輸入が出来なくなることは、全県下約三千人の生計をたてている者にとって正に死活問題であります。仮にI類に移行した場合は留保していただきたく印章業界の象牙の存続、のためにご努力をお願い致します。”」（前掲 茂手木 勇 『印信』モテギ株式会社 平成5年、pp169-170）。

ちなみに中尾栄一氏は自民党の政策形成機関である政務調査会に設置されている商工部会の有力メンバーでもあった。

「政党政治の建前から各省庁の予算、政策、法案などの一切は事前に自民党内の審議にかけられ、了解を得ることが必要だ。党審議の段階で発言権を持たない官僚にとり、その代弁者は部会の「先生方」しかいない。」（日本経済新聞社編『自民党政調会』1983年 日本経済新聞社 p18）。

山梨県の業界団体は政治献金と選挙時の組織票の提供で「先生方」への影響力を逆に担保する。

注目すべき事実は、象牙関連業界が産業規模から言えば、（捕鯨業界の場合もそうであるが）経済超大国の日本にとっては、無視し得るほどの存在でしかない。にもかかわらず業界団体の意向や利害は政府当局者に極めて重視されてきていることである。それは以下の例、1989年以降の象牙の条件付き輸入再開への働きかけと1999年の実現、業界による大量の駆け込み輸入象牙（含む、

密輸入品)の、いわば象牙ロンダリングの承認、業界を圧迫しない、象牙取引国内管理制度の導入、(これらについては、坂元雅行「象牙の国際取引再開が日本の象牙市場に与えた影響」野生生物保全論研究会 2003年3月 および 清野比咲子「第10回ワシントン条約締約国会議後の日本の象牙取引について」トラフィックイーストアジアジャパン 2003年3月 参照)象牙の密輸入に対する毅然としない対応などに反映される。

その要因としては、冒頭で若干指摘したような日本政府当局者の以下のような歴史的な基本認識と行動様式がある。「国土は小さく、人口は多く、資源に乏しい日本がその存立と発展を実現するためには海外から資源・エネルギーを入手し、それを製品とし輸出し外貨を得ることで国民経済を発展させる」。したがって以上の国家目標を実現させる「経済外交」は、政府当局者によって極めて高い優先順位を与えられてきた。以上の文脈から言えば象牙問題とは、環境問題ではなく経済外交の問題なのである。つまり問われているのは、資源、この場合は、広範に存在すると見なされる野生生物資源に日本が「自由にアクセスする権利」であって、それを外部の圧力で放棄させられることは通商貿易国家たる日本にとって自殺行為であり、認められない。ひとたびそれを認めれば次から次に、象牙、クジラ、マグロ、タイマイ等など、日本政府や産業界の発言や行動をしぼる事態を招くことになる、という認識によって支えられているように思える。

不思議なのは、「世界の野生生物は、日本のためにあるの」的な主張そのものがいまや時代錯誤的なそれであることが自覚されていないこと、さらにそうした主張を声高に行なうことが、「国際社会における日本の名誉ある地位と役割の獲得」という、より重要な国家利益なり目標の実現に逆効果となる、という様には理解されていないことである。国際社会が日本に期待しているのは、自国中心主義的な「GNP イムズ」に世界の野生生物を従属させることではなく、また野生生物「資源」への自由なアクセスを死守するために特定の「伝統産業」なるものを前面に出して現状維持に努力することでもないであろう。特定の途上国政府への ODA の戦略的供与によって国際会議での日本有利の投票行動を買うことなど問題外である。

ちなみに前述の象牙業界が発表した要望書には、「我々の努力をご高察の上、アフリカの自然を守り、アフリカゾウ保護のための基金を設立する等関係国際機関やアフリカ原産国への資金協力を行なっていただきますようお願いいたします」と記されている。国民の税金を、特定の業界団体に対する救済のために、アフリカの特定の政権に、こうした形で ODA として散布しても何ら問題でないと判断する業界幹部とそれと歩調を合わせる政策決定者の言動は大きな問題を含んでいる。求められているのは、地球社会の「持続的発展」への建設的関与のシンボルとして、日本政府が野生生物保全に率先して取り組むことではないだろうか。そしてそれは、外交の民主化はもちろんのこと、環境をキーワードにした業界の構造変革に向けた自助努力、さらには市民レベルでの環境教育、消費者教育、国際教育そして実際の環境保全活動の促進等、と連動させる必要がある。

### (3) 日本の外交と NGO の地位・役割

この問題を考える場合には、外交のもつ二つの側面(1)政策の企画・立案、形成・決定の過程(2)政策の実施過程から統一的に接近することが有益であろう。

日本外交に対する NGO の関与と貢献というテーマで、一般に話題とされるのは援助外交という側面での関わりである。つまり、「援助受け取り国側から感謝される援助」を実現するためには、現地のニーズに応える援助を、きめ細かく、柔軟、迅速に展開できる NGO を活用すべきである、という議論が NGO 界内部のみならず政府・外務省でも、1980 年代後半から具体的に行われるようになる。NGO 界の中でも、慢性的な財政基盤の脆弱性を克服し、また援助活動を拡大・発展させ、さらに日本の援助政策を改善する上で政府・外務省との協働関係（具体的には ODA 資金へのアクセスや意見交換や政策提案）を構築するのは、メリットがあると判断する NGO が多く出始める。だが外務省側の NGO 期待論は別の意図と論理構造をもっている。

まず外交当局者にとっては、援助はそれ自体、目的というよりは日本の国家利益なり目標実現（例：資源や輸出市場の確保、友好国政権の権力基盤の強化、国家威信の増大、国際会議での日本支持票の確保等）の有力な手段として考えられている。

したがって第二に、NGO は、そうした有力な外交手段を補完するもの、と見なされる。

第三は、手段としての NGO の活用なり動員という観点から、NGO の役割は、上記の（2）政策の実施過程に限定して「孫請け」的に関与させることとされる。言い換えれば重要な（1）の政策の企画・立案、形成、決定の過程からは、NGO の参加は排除される。NGO に政策形成過程での「参加幻想」を与え得る程度の機会の提供（例：外務省当局者との定期的な意見交換会、各種国際会議へのオブザーバー参加など）は許容。

第四は、NGO による開発援助と緊急人道援助活動への孫請け的な関与においては、後者に関与する NGO への政府支援が目立つようになる。その理由は NGO による緊急人道援助活動が、そのもつドラマチックとも言える大きな広報・宣伝的側面を同時に保持していることにある。NGO に日の丸の帽子をかぶって活動してもらい、それを政府広報や内外のメディアを通じて伝え、「世界の平和と発展のために貢献する日本」を内外の世論にアピールすることの宣伝外交上のメリットは大きいからである。外務省は、強力な対外政策を展開するには国民の理解と支持を確保することが不可欠と考え（いわゆる「外交みこし」論）、国内世論向けの広報・宣伝を重視してきている。つまり NGO は、外交当局者により援助外交と広報・宣伝外交の両面での利用が図られている。アフリカの場合、この地域に対する ODA 配分の削減のみならず外交当局者が ODA の一種とみなす民間直接投資や開発輸入やプラント輸出が財界のアフリカに対する乏しい関心を反映して極めて低調なこと、また国民一般のアフリカに対する弱い関心を高める潜在力があることから、NGO に対する外務省の期待は大きい。

第五は、開発 NGO の中でも分野的には、農村開発、教育・訓練、保健・医療、植林などの BHN 分野で活動している NGO に政府・外務省の支援が集中し、人権や環境 NGO は敬遠される傾向がある。また日本自体の政治的後進性を反映してか、政・官・財の行動をモニターし、政策代替案を提起するような NGO は、例えそれが外交の民主化につながる建設的なものであっても歓迎はされない。

第六は、政府・外務省との関係の強い民間組織を財界や業界レベルの協力を得て、「トロイの木馬」のように各所に配置し、これらも「NGO」であるとして援助や広報・宣伝外交に活用している。これらの「トロイの木馬 NGO」としては、アフリカの場合、アフリカ協会、アフリカ開発協会、

経団連のサブサハラ地域委員会などが指摘される。

以上の外交当局者が持つ論理構造なり NGO 戦略は、もちろん彼ら自身の口から語られることはない。提示されるのは全く別の、(認識操作を目的とした)絵であり、その題名は「オール・ジャパン体制による国際貢献」である。それは「国(中央政府)・地方自治体・そして NGO による三者協力に、マスメディアと企業を加えた五者協力のシステムを構築すべし」と説く。(五月女光弘 外務省経済協力局民間援助支援室室長 “日本外交と NGO” 白井久和、高瀬幹雄編、『民際外交の研究』三嶺書房 1997年 pp69-73、参照)

そのような主張は、三者なり五者協力体制が未だできていないかのような「錯覚」を人にも与える可能性が高いが、我々が検討してきたようにそれ以上の、しかも問題の多い協力体制が外務省を中心としてすでに形成されているのである。

こうした中で、政府・外務省の意向や利害や認識操作に影響されることなく、国家を超えた普遍的、長期的な利益を理論、実践面で追求する本来の NGO も他方で存在する。

それでは最後に、野生生物保全論研究会(以下では英文略称の JWCS で記す)の活動を手がかりに日本外交と NGO のあるべき関係について考察したい。1990年に設立された JWCS はその日本語名が示すように野生生物の保全のフィロソフィーと実践的理論を学問的に検討する研究会、学界として誕生する。やがて同研究会は、当初の活動に加えて、さまざまな課題解決に応える実践活動をまた展開する運動体として 1995年以降、新たな歩みを開始する。そのことは JWCS の広く開かれた会員制組織への移行、財政基盤の強化、日常的な組織運営を担う事務局体制の整備、活動対象プログラムの拡大等に反映される。

JWCS はその活動を以下のように分類、説明する。(1)理論研究会—野生生物保全政策並びに保全教育の研究 (2)プロジェクト—トラやゾウの保護基金を通じた現地の NGO 活動支援や事態改善のための日本政府、社会に対する働きかけ、さらに日本がワシントン条約を厳正実施するための、監視、調査、報告、提言活動 (3)ネットワーク、これには、NGO の世界的な連合体である「種の保存ネットワーク」(SSN)との連携や「アジア野生生物保全連合」(ACA)の事務局団体としての役割。

本稿では、JWCS の活動を (A) 調査・研究、(B) 教育・啓発、(C) 政府・業界に対する監視・調査、報告書の取りまとめと提言、国際会議への参加とロビー活動、(D) 世界各地で活動に従事する現地 NGO に対する支援、(E) 国内外の野生生物保全に関わる国際機関や NGO との日常的な連携・協力による共通目標の実現追求、(F) 広報・宣伝と財政基盤強化のための取り組み、の観点から考察しその独自性や影響力について検討する。以上の JWCS の活動を日本の国際協力 NGO 一般のそれとあえて比較してみたい。後者の場合、とくに弱体な部分は、(A)、(C) であろう。そのことは、(B) や (E) で活動の不十分さをまた招来する。他方、(D) の現地での活動はかなり活発である。だがそれは JWCS の現地 NGO を主体としてその活動、(例、東アフリカでの AEF— I) を側面から支援する、という方法に比べて、自身が現地に出て行き活動を担う、という古典的なアプローチが未だ目立つ。

(B) の教育・啓発活動は、(A) の側面での独自の取り組みが弱い事もあり (F) の広報・宣伝活動、(それは運営・活動資金確保を目的としたさまざまなイベントを含む)の一環として展開さ



---

れる傾向が強い。

(E) の活動、とくに国際レベルでのそれ、を展開するためにはパートナーから尊敬、信頼される存在であることが前提となるが、再び (A) や (C) への取り組みの消極さがネックとなる。

言い換えると、日本の国際協力 NGO 一般のもつ脆弱さは、財政基盤や組織にとどまらず (A) と (C) の分野での活動を無視なり軽視する傾向にも由来している。これらは仮に自身で取り組めなくとも知的蓄積から学び、吸収し、自身の活動に生かすことはできる。つまり問題の根は、能力の欠如ではなくビジョンと意志の弱さにあるのではないだろうか。とくに日本政府や業界・財界が、(自分達が活動対象としている国や地域や争点に) どのように関わってきたのかについて知ることなしに活動対象社会の人々との相互信頼・互恵的な活動が期待できるのであろうか。皮肉ではなく、NGO 自身の自立がまた問われているのではないか。

以上の観点から JWCS を改めて眺めてみるとこの NGO のもつ独自性や影響力の大きさが理解されるのではないだろうか。日本外交や環境外交において JWCS が内外の NGO や国際機関や市民と共に試行してきた野生生物保全のための民際外交的な活動は、興味深くエンカレッジな先行事例を提供しているように思える。

(JWCS 会報 No. 35 2003 年 10 月より転載)